

第 3 回

宮城県地域医療計画策定懇話会

日 時 : 平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 (水)

場 所 : 宮城県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

1. 開 会

○司会 皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第3回宮城県地域医療計画策定懇話会を始めさせていただきます。

本日の資料につきましては、机の上に配付をさせていただいております次第に記載をしております。

事前にお配りさせていただいた内容を一部変更したもの、あるいは追加している部分もございますので、あらかじめご了承をお願いしたいと存じます。

本日のご出席者につきましては、皆様にお配りしております出席者名簿のとおりでございますが、本日、下川先生、急遽ご欠席ということでご連絡をいただいております。本日の欠席の委員の方々、8名、所用のためにご欠席でございます。

また、全国健康保険協会宮城支部支部長の高橋祥允委員におかれましては、この度、ご退任をされたということで、後任の藤代哲也様に新たに委員にご就任いただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

それでは、これより議事となりますが、ここからは藤森座長に議事進行をお願いしたいと存じます。では、藤森座長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 座長挨拶

○座長 皆様、こんばんは。お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。座長の藤森でございます。

前回の懇話会では、地域医療計画の素案について議論をいただきましたが、今回さらに進みまして中間案をご検討いただきます。各分野とも現状や施策の方向について具体的な内容、300ページにせまるようなボリュームのあるものに仕上がってまいりました。

本日は委員の皆様方にはご専門の見地はもとより、さまざまな視点からご意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、最初に会議の公開についてですが、今回の懇話会につきましても公開とさせていただきます。また、傍聴に際しましては、会場に表示してあります傍聴要領に従っていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

3. 議 事

(1) 第7次宮城県地域医療計画（第3期宮城県医療費適正化計画を含む）の中間案について

○座長 議事（1）になりますが、第7次宮城県地域医療計画（第3期宮城県医療費適正化計画を含む）の中間案についてでございます。事務局からご説明いただきますが、内容が非常に多岐にわたっております。ボリュームが多うございますので、3つに区切って質疑を進めていきたいと思っております。

初めに、全体を通して基本的な考え方から第4編までにつきましてご説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 説明させていただきます医療政策課の佐藤でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

中間案の冊子について説明をさせていただく前に、配付しております資料の1についてご説明をさせていただきます。A3判の横の資料になります。

こちらにつきましては、前回第2回の懇話会において委員の皆様からいただいたご意見の内容と、それらに対する中間案での対応について整理をさせていただいたものでございますので、あわせてご参照願います。

前回の会議でいただいたご意見を踏まえながら今回、中間案のほうで具体的な書き込みをさせていただきます。

それでは、冊子のほうに移りまして、第4編までについて説明をさせていただきます。時間の関係もございまして、前回懇話会からの追加修正点を中心に説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして目次が掲載されてございますが、こちらは前回から変更はございません。

めくっていただきまして、1ページから第1編計画の策定でございます。こちらは4ページのところに基本理念ということで2点、県民の医療に対する安心と信頼の確保、それから良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立を記載しております。

その下に実現に向けた3つの取組を記載させていただいております。

次に、7ページでございます。こちらから第2編東日本大震災からの復興でございます。こちらでは9ページ、第2節地域医療復興に向けた取り組み、この2の復旧・復興に向けた各種施策におきまして、図表のほうで図表2-2-1として地域医療の復旧・復興に向けた主な県の

事業を追加で記入させていただいております。

また、隣の10ページの一番下になりますが、前回懇話会で松岡委員のほうからいただいたご意見を踏まえまして、東日本大震災とこころの健康という部分を追記させていただいております。

ページをめくっていただきまして11ページからは、第3編医療の現状でございます。こちらにつきましては、13ページ、第2節人口統計以降、統計資料を掲載してございますが、前回の懇話会以降に新たに公表された数値があるものについては、最新の数値に置き替えて記載させていただいております。

具体的には、資料30ページ第4節医療施設の状況で、医療施設の数等々が書いてございますが、ここからが厚生労働省発表の数字が新しくなっておりますので、医療施設の数、それから次のページの病床数でありますとか、さらに33ページの病床利用率、34ページの平均患者利用数でありますとか、平均在院日数が新しくなっております。

また、38ページの保健福祉関連施設の状況、それから39ページからは医療従事者の状況を記載してございますが、こちらにも保健師、助産師、看護師等々の数字を新たに最新のものに置き替えております。医師、歯科医師、薬剤師等の数値につきましては、12月ぐらいに最新の数値が発表される予定となっておりますので、発表された後に新しいものに置き替えてまいりたいと考えてございます。

続きまして、51ページでございます。51ページからは第4編ということで医療圏の設定と基準病床数でございます。52ページからは第1節ということで医療圏の設定について記載してございますが、医療圏につきましては、前回の懇話会でご説明をさせていただきましたとおり、現在の4つの二次医療圏を引き続き設定するというのを54ページにかけて記載をさせていただいております。

ページをめくっていただきまして55ページ、こちら第2節ということで基準病床数でございます。前回の懇話会におきましては、第3回となる今回の懇話会で基準病床数等についてお示しさせていただきたいとご説明をさせていただきましたが、算定に必要な基礎数値がまだ固まっていないため、今回も空欄とさせていただいております。来月には数値が固まる見込みとなっておりますことから、委員の皆様には数値が固まり次第、別途お示しをさせていただきたいと考えてございますので、ご了承いただければと思います。

第1編から第4編までの説明につきましては以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

では、事務局から計画の素案につきまして基本的な考え方、第4編、55ページまでになります。すがご説明をいただきました。

ただいまのご説明に関しましてご質問、ご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。いかがでしょうか。よろしいですか。一部修正も入っているところもあるようですが、よろしいでしょうか。

それでは、目玉に、メインになるところかと思ひますので、第5編の医療提供体制、ボリュームがござひますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、第5編医療提供体制についてご説明をさせていただきます。

冊子の56ページをご覧いただきたいと思ひます。

第5編は、3つの章からなっております。第1章安全で質の高い医療提供体制の整備、第2章いつでもどこでも安心な医療の提供、第3章医療環境の充実強化ということで、3つの章から構成しております。

ページをめくっていただきまして、57ページ、第1章第1節医療機能の分担・連携と集約化の促進ということで、まず、1ということで、主な疾患における二次医療圏別の依存状況につきまして、59ページにかけて記載をしております。

それから、60ページからは、2といたしまして医療圏別の機能分担及び連携強化のあり方について61ページにかけて記載をしております。これらについては、現在の6次計画に引き続き記載をさせていただきます。

62ページをご覧ください。62ページから64ページにかけては、3、医療・介護の連携について記載させていただきますが、こちらは第7次計画、今回の計画から新たに加わった部分でござひまして、前回の懇話会では項目のみお示ししておりましたので少し説明をさせていただきます。

(1) 医療・介護を取り巻く状況の変化では、社会保障制度改革国民会議でも報告されております必要とされる医療の内容の変化と、地域包括ケアシステムづくりの推進について触れております。

(2) 医療と介護の総合的な確保に向けた改革の流れにおきましては、それに伴う国の制度改革の動きなどについて記載をしております。ページをめくっていただきまして、63ページの(3) 医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性の確保におきましては、国から示されております総合方針により2つの計画の整合を図ることとされたことや、その整合を図るために地域医療構想の病床の機能分化・連携の進展に伴って生じる在宅医療の新たなサービス必要

量への対応について、市町村と協議を行っているといったことなどを記載させていただいております。

地域医療構想の病床機能の分化・連携の進展に伴って新たに生じるサービス、いわゆる追加的需要に対する対応についての協議は、63ページの下枠囲みの中にも書いてございますが、現在も市町村等と協議継続中となっておりますが、具体的に本県でどのくらい発生するものなのかについては、64ページ中段の太い囲みのところに書いてございます。全国ベースでは30万人追加的需要というふうに言われておりますが、本県におきましては、全体で2,950人、そのうち、介護の施設サービスで対応する分が498人、訪問診療と居宅介護サービスで対応する分が290人、外来医療で対応する分が2,162人となっているということを64ページ、真ん中、右寄りの太枠で囲んだところに書いてございます。

現在、同じく介護保険事業の支援計画についても策定が進んでおりますが、そちらの計画でも医療計画と整合性を図ったということを踏まえた記載が出される予定になっておりまして、そういった整合性を踏まえて医療、介護連携の推進を図っていくということを64ページの(4)のところで記載をしております。

72ページをお開きいただければと思います。

72ページからは第2章いつでもどこでも安心な医療の提供についてでございます。72ページは第1節がんと書いてございますが、いわゆる5疾病5事業、それから在宅医療、歯科医療、感染症対策、難病対策、健康危機管理対策について記載をするパートとなっております。

それぞれの節につきましては、前回の懇話会でお示した素案の構成を基本としながら、それぞれの疾病や事業ごとに協議会等が設置されている場合には、そちらでご議論いただいた内容を踏まえて具体的な書き込みをさせていただいております。それぞれの節の構成ですが、一番最初のがんを例にとりご覧いただきます。72ページのところで、上に少し色がかかって網かけになっておりますが、目指すべき方向性を整理いたしまして、その後、現状と課題ということで書いてございます。

現状と課題を整理した後、がんですと、77ページのところで医療機能の現況ということで、診療等が対応できる医療機関等々の分布の状況などを整理いたしまして、79ページでは、それらを踏まえて施策の方向について、この現状と課題、あるいは医療機能の現状を踏まえてどういった取り組みをしているのかということに記載し、その後83ページになりますが、数値目標ということで取組を通じて目指す目標を掲げ、そして、最後にコラムということで関連するトピックについて記載するという形で、それぞれの節を整理させていただいております。

現在、現時点で書き込み可能な内容を記載しておりますので、中には先ほど見ていただいた地図のような医療機能の現況のような部分については、確認中の項目もございますので、今後、変更となる可能性もございます旨をご了承いただければと思います。

このような形で、第2章は順に5疾病5事業等々について整理させていただいております。続きまして、186ページをご覧くださいと思います。

186ページからは、第3章の医療環境の充実強化ということでございます。186ページは第1節、医療従事者の確保対策となっておりますが、こちらは4節構成になっておりまして、第2節、医療福祉情報化の推進が192ページから、195ページからは医薬品の提供体制、そして、201ページからは血液確保及び臓器移植等対策について、それぞれ記載させていただいております。こちらの第3章につきましても、第2章と同様に素案で示させていただきました構成を基本としながら、それぞれ目指すべき方向性、現状と課題、施策の方向、そして、数値目標、コラムという形で記載させていただいております。

本日は時間の都合もございましてこれら一つ一つの節ごとの説明については割愛をさせていただきますが、ただ今ご説明申し上げました第2章、第3章に記載している数値目標につきましては、別途お配りしております資料の2に、この後別途ご説明させていただきます第7編の医療費適正化の推進に関する目標も含めまして一覧で整理をさせていただいておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

この資料の2の中には一部数値が黒丸（●）になっているところもございますが、これらは現段階で目標数値が未定であるものです。例えば上から6行目の脳卒中の脳血管疾患による年齢調整死亡率につきましては、健康づくりの計画であるみやぎ21健康プランにおいて目標の見直し検討中でございます。そちらでの数値が決まり次第、こちらの医療計画における数値目標も記載する予定ということで、黒丸（●）にさせていただいております。

このほか、既に数値は記載しておりますが、今後、公表される予定の最新の現況値等を踏まえて一部変更の可能性がある目標値もございます。2枚目の下のほうに記載の周産期の目標でありますとか、救急医療の目標でありますとか、3枚目では小児の目標の一部、在宅医療の目標の一部、それから医療従事者の確保の目標の一部については、更新予定と備考欄に書かせていただいているところですが、これらにつきましては、最新の現況値が公表された後に更新をさせていただきますので、ご承いただければと思います。

簡単ではございますが、第5編医療提供体制の説明については以上でございます。

○座長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明、205ページまでということに

なりますが、各委員の意見、特にご専門の領域に関しまして、あるいはほかに関しましてもご意見、ご質問等々、いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

○呉委員 東北大学の小児科の呉と申します。お世話になっています。

このがんの小児がん、特にAYA世代が国の施策としては非常に重点が置かれているところだと思うんですけども、AYA世代の特に中心となっている高校生ですね、入院中の高校生に対して教育の提供が本県は著しく遅れているということで、これは新聞紙上にも取り上げられまして、ここをやっぱり重点的に次の5年間、6年間の期間、改定していただきたいということをお願いしたわけですけども、どうもそのことが全然このがんの第1節、がんのところでは全く記載がないんですけども、この点についてはどのようなお考えを持っているのかぜひ伺いたいと思えます。

○座長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 健康推進課がん対策班の八巻と申します。

がん対策推進計画のほうの中間案が現在、策定中のございまして、こちらの内容の要点となる所を今回掲載させていただいております。呉先生のほうからは、高校教育の問題があるというご意見は頂戴しておりましたので、そちらについては小児がんのAYA世代のところの1つ目の丸の中で含めてこちらのほうとしては捉えさせていただいております。支援の体制の推進といったところで記載をさせていただいたという形になっております。

詳細はがんの推進計画のほうで詰めさせていただければと思えます。

○呉委員 今ご指摘の部分は、82ページの①のところの晩期合併症への対応、保育・教育・就労・自立・心理的課題に関する支援というところを指しておられるんですか。

○事務局 はい、そうでございます。済みません。

○呉委員 その中の保育の次の教育が。

○事務局 教育というところに含めてと思っておりました。がんの計画ですと、もう少し細かい項目が記載されているんですが、どうしても概要をこちらのほうに書く関係上、教育についてはこちらのほうでの体制の推進というところで記載させていただいております。

○呉委員 余りにもフォーカスがずれてしまっていて、わざとぼかしたのかもしれないんですけど、高等教育とか、具体的なところをぜひご指摘いただけないでしょうか。

○事務局 今、呉先生からご指摘いただいた部分につきましては、前回でもご指摘いただいておりますし、先生のほうが新聞などでご意見、陳述されていたのも拝見させていただいておりますので、健康推進課、それから実際に教育の提供体制を構築する側であります県の教育委員会

などともこの辺、ご相談させていただきながら、記述のもう少し分かりやすい方向性を示せるような部分、どの程度、書けるか検討させていただきたいと思います。

○呉委員 新聞紙上によりますと、教育の関係の方々のご意見がそこに含みまして極めてネガティブなことをお書きになっているということですので、ぜひ本県が非常に遅れているこの部分を、やっぱり目標としてぜひ掲げていただきたいというふうに思います。

○座長 よろしく願いいたします。そのほかいかがでしょうか。

○山崎委員 歯科医師会の山崎と申します。歯科の医療の記載というのはなかなか大きいものではないんですけども、この中間案を拝見させていただいて2つほど気になることがありましたのでお聞きしたいと思います。

第12節ですね、各分野の。169ページ以降です。170ページ、この数値、平成28年度宮城県歯科医療調査からとっているんだと思いますけども、170ページの2番目の表、図表5-2-12-3、例えばこの4列目と5列目の数値が同じなんです。それから10列目の上から足していくと合計が合わないというようなことがありますので、これエクセル使えばこんな問題ないと思いますので、そこら辺の数値を中間案ですので精査していただきたいのがまず第1点です。

それから、各数値目標というのが出されるわけですけども、各5疾病5事業の在宅に関して数値目標が1つ以上、複数の数値目標を掲げてあります。それは非常にいいことなんですけども、歯科医療に関しては数値目標において173ページの数値目標を見ると、たった1つということ。これは国の医療施設調査で拾いやすいというものもあるんでしょうけれども、在宅医療サービスを実施している歯科診療所のうちの施設ということなんですけども、国の内閣府の骨太の方針の中に、入院及び在宅の口腔管理に関して推進すると定めております。6月に出ましたね。なので、入院患者、入院というのは歯科病院ではありません。一般病院に関する入院に関して口腔管理に関して推進するという国の方針もありますので、この内容をぜひとも、数値化しにくいのであれば、文章としてどこかに入れていただきたいなど。第6次計画では消えたんですけど、第5次計画ではしっかり書かれて数値目標化されておりました。第5次計画によると、目標値としては、歯科医師による病院における入院患者を対象とした口腔ケアの導入に関して数値目標、100%目標というようなのが書かれていたんですけど、どこか頓挫してしまったような感じがいたします。第4次、第5次と流れがちょっと頓挫している感じがいたしますので、過去の医療計画と流れをうまく整合性をとって考えていただきたいということです。以上でご提案をお願いいたします。

○座長 まず数字に関しましては、ぜひダブルチェック、トリプルチェックでお願いしたいと思います

います。今の歯科の記載に関しまして事務局から何かあれば。

○事務局 数値目標につきましては、委員ご指摘のように、複数目標をできるだけ掲げるようにしてございますが、例えばこの歯科ですとか、それ以外の項目でも何点か1項目というのがございます。今、委員のほうから、第4次、第5次当時の記述の在り方のお話もございましたので、数値目標の場合、その後、検証するために把握できるか、全国との比較でありましたり、圏域別の比較でしたり、そういったことができるかという観点もございまして今回も1項目にさせていただきましたが、数値だけではなく、定性的な表現で目標として掲げることも含めてちょっと検討させていただいて、ご相談させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。専門的領域でもし。はい、どうぞ石井先生お願いします。

○石井委員 東北大学病院の石井でございます。128ページ、災害医療のところ、この間の中間案、別途意見を申し述べさせていただいたんですが、宮城県のローカル局地災害で活動する宮城県DMAT、宮城県ローカルDMATの設置の検討をするぐらいの文章を入れていただけたらなということをお願いしたんですけれども、このいただいた中間案を読みましたが、記載がないんですけれども、するということでしょうか。

○座長 いかがでしょう。

○事務局 ご質問ありがとうございます。134ページのDMAT・災害医療コーディネーター養成の推進という項目がございます。ここにポツの1つ目、「全ての災害拠点病院にDMATが整備されるよう都道府県DMAT養成研修を定期的開催する等」というところで、この等というところでその検討も含めているというふうにご理解をいただければと思います。

○座長 1文字だけ反映したということ。できれば具体的にさせていただきたいんですよね。

○事務局 また、ご相談させていただきます。

○座長 そうですね。ありがとうございます。そのほか。

○加茂委員 薬剤師会の加茂でございます。前回の発言に関しましてご配慮いただきまして、ありがとうございます。

62ページの地域包括ケアシステムのイメージの図についてなんですけれども、これは厚生労働省のホームページからとっていらっしゃる図だと思うんですけれども、さまざまな構成の市によっては、この厚生労働省のホームページの図からちょっと発展しまして、こちらの医療のところにかかりつけ医というところの記載があると思うんですが、ここに歯科診療ですとか、

薬局などの文字を反映されている行政市もございますので、もしよろしければ、こちら厚生労働省の図なので多分一番最適かとお判断されていると思うんですけど、さまざまな地区の図もご参照いただければなというふうに思います。以上です。

○座長 ありがとうございます。ポンチ絵の修正は難しいかと思いますが。

○事務局 ただいまご指摘いただきましたので、多職種連携ですとか、表現につきまして検討させていただきたいと思います。

○座長 そうですね。本文のほうだと、164ページに訪問薬剤指導とか書かれてはいるので。ありがとうございます。そのほか。

○黒田委員 宮城県老人福祉施設協議会の黒田といいます。よろしくをお願いします。

地域医療、地域包括ケアシステムを推進する上では、医療と介護の連携というのは非常に重要になると思います。今、介護現場では、医療スタッフ、看護師にしても、介護員にしても非常に不足しているという現状で、これがいろんな形で医療ニーズの高い方を受け入れする場合に、なかなか難しいと思います。

そうした関係から、看護師、さらには介護員スタッフ等の人員確保のための数値目標を示して頂くようご検討いただけないかと思います。

○座長 ありがとうございます。いかがでございますか。

○事務局 ご指摘ありがとうございます。まず、介護員につきましては、今回は医療と介護の連携ということが新たに導入されまして、そういった部分も含める形にはなっておりますが、基本的には医療サイドの部分をメインに今回の地域医療計画には記述しておりますので、そういったご指摘をいただいたということを県の介護担当のほうの計画の中でより具体性のある、方向性のあるような形にできるように情報共有したいと思います。

もう1点、看護師につきましてもご指摘いただいております。今回、地域医療計画の中で医療人材の確保につきましても第3章のほうで、ページで言いますと186ページのほうから医療従事者の確保につきましても現状と課題でありますとか、目指すべき方向性、中でも医師、歯科医師、薬剤師、看護職員などそういったものも含めまして記述しておりますので、こういった中で今後、県としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

○座長 ありがとうございます。ほか何かあるでしょうか。八重樫先生、どうぞ。

○八重樫委員 東北大学病院の八重樫と申します。174ページからの感染症対策のところなんですけれども、来年の春に第1種感染症病床が東北大学病院に県のご支援でできるんですけれども、そのことについてちょっとどこかに書いていただいたほうがいいかなと思うんですけども、

どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 八重樫病院長のご協力によりまして、第1種感染症病床整備、現在、進めていただいております大変ありがとうございます。院長のご指摘は、ハードの後に当然、続いてきてまいりますソフトのそういった部分を含めてのご意見と理解しておりますので、担当課含めて検討させていただきたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。そのほかいかがでしょうか。後ほどまたご意見ございますれば、機会ございますので、そこでぜひいただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきまして、最後、第3パートですけれども、第6編から第8編までご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第6編から第8編までについてご説明をさせていただきます。

冊子の206ページをご覧ください。206ページからは第6編地域医療構想でございますが、こちら225ページまででございますが、こちらの内容は、前回の懇話会でお示しした素案の内容から基本的には変更がございません。207ページの医療需要の推計方法から始まって実際に推計した医療機能別の医療需要等、必要病床数、そして、区域別の構想等について記載をさせていただいております。

続いて、226ページをご覧ください。226ページからは第7編医療費適正化の推進でございます。

第3期医療費適正化計画に相当する部分となります。こちらについては、別途配付しております資料の3というA4判の横の資料がございます。こちらをあわせてご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

まず、冊子の227ページでございます。こちらには医療費適正化の推進に関する基本的な理念ということで2点、県民生活の質の向上や良質な医療の提供を確保するものであること、超高齢社会の到来に対応するものであることを記載させていただいております。

その下、第1章では、第1節医療費の動向ということで233ページにかけて、全国の国民医療費の状況でございますとか、本県の医療費の状況などの医療費の動向、そして、231ページからは、高齢者の現状でございますとか、それから233ページでは、後期高齢者の医療費の状況といった高齢者の医療の動向について記載させていただいております。

234ページからは、第2節ということで生活習慣病及びメタボリックシンドロームの状況でございます。がん、心疾患、脳血管疾患等の、いわゆる生活習慣病による本県における死因の

割合でございますとか、あるいは外来入院の需要に占める割合、医療費の状況、メタボリックシンドローム該当者、あるいは予備群の割合などについて236ページにかけて現況を整理させていただいております。

237ページは、第3節現状と課題の総括ということで、第1節、第2節を踏まえまして整理させていただいております。課題については2つに整理しておりまして、1つ目は、急速な高齢化に向けて県民の生活の質の向上や良質な医療の提供を確保しながら、医療費の伸びを抑制していく対策が必要であること、2つ目が、生活習慣病やメタボリックシンドロームについて若年代からの予防対策が重要であること、とまとめさせていただいております。

これらを踏まえた取組と目標が隣の238ページからの第2章ということになりますが、この2章の構成がやや複雑となっておりますので、まず資料の3のほうをご覧くださいと思います。

資料の3の中ほどに第2章と記載をしております。第2章、取組と目標でございます。

第2章の第1節目指すべき取組と目標は2つ、1、県民の健康の保持の推進と、2、医療の効率的な提供の推進の2つで構成しております。このうち、県民の健康の保持の推進につきましては、(1)一次予防の推進と(2)二次予防の推進に分けておりまして、これらを通じた目標を(3)数値目標として整理をするというような形をとっておりまして、さらに(1)の一次予防の推進は、一番右側のほうに書いてございますが、アの適正体重の維持とバランスの取れた食生活・食習慣の実現からエの高齢者の介護予防まで4つの取り組みからなっております。

また、その下の(2)二次予防の推進につきましては、アの特定健康診査・特定保健指導とイの糖尿病の重症化予防の2つの取り組みに分けて記載をさせていただいているというところでございます。

次に少し戻っていただいて、2の医療の効率的な提供の推進につきましては、(1)から(5)まで分けて記載をしております。(1)受診の適正化、(2)後発医薬品の使用促進、(3)医薬品の適正使用、そして、(4)が地域医療構想の推進でこれらを踏まえた数値目標を(5)として記載するというような構成で第2章は作成をしておりますので、こういった構成を思い描きながら冊子のほうをご覧くださいと思います。

冊子のほうに戻っていただきまして、238ページ、先ほどご覧いただいた231ページの第1節の1、県民の健康の保持の推進につきましては、先ほど一次予防の推進、アからエの4つの取り組みがあり、それから、二次予防の推進には2つの取り組みがあると言ったんですけれども、

あわせて6つの取り組みそれぞれについて現状と課題、それから目指すべき取り組みの目標、方向性を整理しております。それぞれ一次予防の推進と二次予防の推進について、255ページにかけて現状と課題、目指すべき取組の方向性を整理しまして、256ページのところで数値目標を設定しています。

数値目標は、国から示された基本方針に基づく目標が5つ、本県独自の目標が2つということで、合わせて7項目設定をしております。

257ページ、次のページからは2の医療の効率的な提供の推進の取り組みになってございます。258ページから受診の適正化について、健康づくりと同様に現状と課題を整理し、それから取組の方向性を整理しております。

また、264ページからは、後発医薬品の使用促進について現状と課題の整理から始まりまして、266ページからは、医薬品の適正使用について、現状と課題と目指すべき取組の方向性を268ページにかけて整理をしております。

268ページでは、(4)地域医療構想の推進ということで、入院医療に係る取組として医療機能の分化と連携を適切に推進することを記載しておりまして、その下、(5)のところで数値目標といたしまして、国の基本方針に基づく目標である後発医薬品の使用割合を掲げているというところでございます。

269ページ、次のページでございますが、こちらは第2節計画期間における医療費の見込みでございます。国から提供されております医療費の適正化計画推計ツールを活用して推計したものでございます。折れ線グラフが2種類掲載してございますが、医療費の適正化の取組を行わない場合は上のグラフで、適正化の取組を行い、取り組んだ上で国の数値目標が達成された場合の医療費というのが下のほうの折れ線グラフとなっております。2023年度の段階で取り組み前が8,584億円、取り組んだ後が8,483億円ということで、約100億円の適正化効果があるとなっております。

270ページ、271ページはその推計方法の概要を記載させていただいています。

最後に、272ページからは、第8編計画の推進と進行管理でございます。こちらは前回の懇話会でお示しした素案と同様の内容となっております。

第6編から第8編までの説明については以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、206ページ以降ということになりますが、何かご意見ありますでしょうか。

○藤代委員 協会けんぽ宮城支部の藤代でございます。会の冒頭にご案内ありましたとおり、前

の高橋支部長からの後任ということで10月に着任しております。よろしくお願いします。

前回の懇話会の際に前の支部長から出させていただきました医療保険者に対する支援等中間案にご配慮いただきまして、大変ありがとうございました。

その中で数字のことで大変恐縮なんですけど、1点、お伺いさせていただきます。

後発医薬品の利用促進に関しまして、268ページの下段のほうに数値目標の記載がありますけれども、その件についてであります。この268ページの下の数値目標の右から2列目の2023年の目標値が80%以上というふうに記載されておるんでありますが、この6月の閣議決定によりますと、後発医薬品の使用割合については、2018年から2020年9月末までの間でなるべく早い時期に80%以上を達成するというふうにされておりますので、その方針を踏まえまして、この表の右側の備考に全国目標値と同様とすると記載されておりますけれども、これを単純に見ますと、宮城県の場合は23年までに80%以上を達成するというふうに見えますので、その辺、記載の方法をご検討したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局 ご指摘、ありがとうございます。閣議決定の議論の内容のお話でございましたが、そういった部分もちょっと踏まえまして、それから、他の都道府県のことも確認させていただきました。ご指摘の部分、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○松岡委員 医療費適正化の中で高齢化の問題とそれから生活習慣病、恐らく精神疾患に係る医療費ってすごく膨大ではないかと思うんですけども、ほとんどというか、全くそういう記載がないというのは、何か意味があるのか。加えろとは言いませんけれども、その理由だけ教えてください。

○事務局 ご指摘、ありがとうございます。適正化計画の作成に当たりましては、国から示されております指針に基づいて記載をしてございます。その代表的な例示に沿って書いておまして、その中で精神疾患等、国から示されたものの中にちょっと見つけられなかったということがあって、ご覧のような記載になっておるということでございます。

○座長 医政局と一緒に仕事している立場から言えば、医政局は精神に関しては手が出せないんですね。ですから、地域医療構想も保険局も、基本的には精神に関してはノータッチ、社会・援護局がまた別枠で検討しているということになっていきますので、今回は医療費計画については精神に関しては具体的な削減というのはないということです。

○久道オブザーバー オブザーバーですけれどもよろしいですか。宮城県医療顧問の久道です。

第6編の第3章地域医療構想の推進体制、225ページなんですけど、ここに第1節として地域医療構想調整会議という項目が載っておりますけれども、宮城県に今、宮城県地域医療学会というものが毎年、開催されていますよね。今年も来月の5日かな、地域医療学会ということで地域医療にかかわる県内の各界の方々が集まっていますいろんな議論したり、また、毎年やっていますので新しい問題をそれぞれ検討しているという学会だと思うんですね。これが県でやっている学会ですので、実際には県医師会に委託した形で開催されていますけれども、県の大きな事業の一つだと思うんですね。しかも、これが調整会議とはまた違った意味で科学的な根拠に基づいた学会の形をとって議論しているということでもありますので、その活動の紹介をする必要があるかなという感じがしましたので、ここは第1節しかないの第2節ぐらいにしてもいいのかなと。検討していただければというふうに思いました。以上です。

○座長 よろしくお願ひします。

○事務局 ご指摘いただきましたので、どういった記述できるか、少し検討させていただきたいと思ひます。

○座長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局のご説明のとおり、この内容に沿ひまして中間案の策定をさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そのように進めてまいりたいと思ひます。

(2) その他

○座長 次に、議事の(2)その他でございますが、各委員の先生から何かご発言ござひますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局からお願ひします。

○事務局 事務局のほうからご連絡を1点させていただきます。

今後の予定につきましてご連絡いたします。

本日、お手元のほうにお配りしておりますA4横のファクス送信票と書かれた様式でございますけれども、本日ご欠席の委員の皆様方にお送りいたしましてご意見をいただこうと考えております。本日ご出席の委員の皆様におかれましても、さらにご意見等ありましたら、こちらの様式をお使ひいただきまして、恐れ入りますが、11月8日までに事務局にお送りいただければと思ひます。

それから、お手元に参考資料として置かせていただいております第1回の懇話会でも配付させていただきました。A4縦1枚物です。スケジュール、以前の更新を若干しておりますが、こちら読ませていただきますけれども、本日、第3回の懇話会を開催させていただきましたが、今回いただきましたご意見を踏まえまして中間案の修正版として本日、調整中として空欄となっていた基準病床数などの事項も入れ込んだものを来月、11月中旬から下旬に委員の皆様のほうに送付させていただきたいと考えております。

また、この中間案の修正版につきましては、来月下旬に予定しております宮城県医療審議会において諮問させていただきます。ご意見をいただくこととあわせて約1カ月間のパブリックコメントを実施しまして、県民の方や関係者の方々から広くご意見をいただくこととしております。その後に最終案の調整を行いまして、来年1月下旬から2月上旬頃を目途に次回第4回の策定懇話会の開催を考えております。こちらの具体的な日程につきましては別途調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは、次回の懇話会に向けまして引き続き皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、進行を司会にお返しいたします。

4. 閉 会

○司会 皆様、貴重なご意見、たくさんいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第3回宮城県地域医療計画策定懇話会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございました。